

# 岡山市談合情報対応マニュアル

平成20年4月1日（制定）

平成30年4月1日（最新改正）

岡山市適正契約等推進会議

## 第1 一般原則

### 1 目的及び適用範囲

- (1) このマニュアルは、談合に関する情報等に対する対応方法について定め、入札における談合の防止に寄与することを期し、入札契約事務の公正を図ることを目的とする。
- (2) このマニュアルは、岡山市長が発注するすべての契約事務に係る談合情報への対応について適用する。

### 2 情報の確認及び調書の作成

- (1) 入札談合に関する情報を受けたときには、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに財政局財務部契約課長（以下「契約課長」という。）へ電話等により通報すること。ただし、情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。
- (2) 契約課長は、入札談合に関する情報を受けたときには、直ちに当該入札事務担当課長に連絡すること。
- (3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握したときにも、契約課長へ通報し、通報を受けた契約課長は直ちに当該入札事務担当課長に連絡すること。

### 3 報告

- (1) 契約課長は、入札談合に関する情報に係る通報を受けたときには、情報の内容を談合情報報告書（様式第1号）にまとめ、速やかに岡山市適正契約等推進会議設置規程（平成6年市訓令甲第31号。以下「設置規程」という。）第5条に定める総務部会長（以下「部会長」という。）に報告すること。
- (2) なお、契約課長は、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握したときにも、報道に基づき談合情報報告書にまとめ、部会長に報告すること。

### 4 総務部会の招集及び審議

- (1) 部会長は、契約課長から談合情報の報告を受けた場合その他必要があると認めるときは、総務部会を招集し、当該情報の信ぴょう性等を調査検討し、「第2具体的な対応」以下の手続によることが適切であるか否かについて審議すること。
- (2) 部会長は、総務部会での審議の結果、「第2具体的な対応」以下の手続によることが適切であると認めた場合には、設置規程第3条第2項に定める岡山市適正契約等推進会議（以下「推進会議」という。）の会長（以下「会長」という。）に報告すること。

### 5 信ぴょう性判断の基準

- (1) 談合情報が、次のア及びイのいずれにも該当する場合には、信ぴょう性のある情報と判断し、対応するものとする。

ア 談合情報提供者が次のいずれかに該当する場合

- (ア) 談合情報提供者の氏名及び連絡先が明らかである場合
  - (イ) 談合情報提供者が匿名であっても、複数の者から通報がある場合
- イ 談合情報の内容として対象契約名及び落札予定者が明らかであり、かつ、次の各号のうちいずれか複数に該当する場合
- (ア) 談合に関与した者が明らかである場合
  - (イ) 談合が行われた日時、場所が明らかである場合
  - (ウ) 具体的な談合の方法が明らかである場合
  - (エ) 落札予定金額が明確に示されている場合
  - (オ) 入札参加予定者のうち半数を超えた者が明らかである場合
  - (カ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報がある場合
- (2) (1)にかかわらず、談合情報として、談合が行われたことを示す根拠となる具体的な資料（詳細なメモ、テープ、写真等）の提示があった場合は、信ぴょう性がある情報と判断し、対応するものとする。
- (3) 信ぴょう性判断における留意事項
- ア 入札執行後においては入札結果を公表していること等から、落札者や落札金額が第三者に明らかであること。
  - イ 談合情報提供者の氏名、連絡先が明らかであっても、当該提供者に情報を通報した者が匿名の場合は、談合情報提供者の氏名及び連絡先が明らかである場合には該当しないものであること。
  - ウ 談合情報提供者の氏名、連絡先が明らかであっても、架空の氏名等の場合は、談合情報提供者の氏名及び連絡先が明らかである場合には該当しないものであること。
  - エ 談合情報提供者が複数の場合であっても、当該提供者に情報を通報した者が同一の場合は、複数の者から通報がある場合には該当しないものであること。
- (4) (1)、(2)、(3)の基準によると、信ぴょう性がないと判断し、入札を執行したが、その結果、対象契約名、落札予定者名及び落札予定金額のすべてが談合情報と合致した場合には、落札決定を保留した上で、「第2 具体的な対応 2 入札執行後に談合情報を把握した場合(1)契約締結以前の場合」により対応すること。

## 6 公正取引委員会等への通報

総務部会の審議を踏まえて「第2 具体的な対応」以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、「第2 具体的な対応」以下に定めるとおり、手続の各段階において、公正取引委員会、警察その他関係機関（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報すること。

## 7 入札外部審査委員会への報告

談合情報とその対応については、入札外部審査委員会へ適宜報告すること。

## 8 報道機関等との対応

契約課長が談合情報を把握したとき以後は、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には契約課長に窓口を一本化して対応すること。また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応につ

いては、公正取引委員会等が行う審査の妨げにならないように留意し、発注者側から積極的に談合情報を公表するものではないこと。)

## 第2 具体的な対応

談合情報への対応は、原則として、次のとおりとすること。

なお、詳細な手続等は、「第3 個別手続の手順等」に従うこと。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 公正取引委員会等への通報

契約課長は、談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会等へ様式第1号により通報すること。なお、追加の談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合には、公正取引委員会等へ通報すること。

#### (2) 事情聴取

部会長が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者その他関係者に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。

聴取結果については事情聴取書（様式第3号）に記載し、会長に報告するものとする。

#### (3) 談合の事実の有無

会長は、必要があると認めるときは、推進会議を招集し、談合の事実があったと認められるかどうかを決定するものとする。ただし、推進会議を招集する暇がないときは、会長が決定し、決定後速やかに推進会議に報告するものとする。

#### (4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、入札を延期し、又は中止すること。

イ 入札を延期した場合で、工事費内訳書その他入札価格の内訳書（以下「内訳書」という。）及び入札書が提出されていたときは、それらを保管すること。

ウ 入札を中止した場合は、公正取引委員会等への通報にあわせて内訳書及び入札書の写しを提出すること。

#### (5) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 入札事務担当課長は、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した上で入札を行うこと。

イ 入札事務担当課長は、入札日に事情聴取を行うなど時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、内訳書のチェックを行わないで入札を執行するか、又は、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ウ 入札には、積算担当者（当該契約の積算内容を把握している職員）が立ち会い、内訳書を入念にチェックすること。

エ 内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、「(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応」により対応すること。

オ 会長への報告

アからエまでの対応をとった場合は、各段階において速やかに会長に報告すること。

## 2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを「第1一般原則5 信ぴょう性判断の基準」により判断すること。

### (1) 契約締結以前の場合

ア 公正取引委員会等への通報

契約課長は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ様式第1号により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には公正取引委員会等へ通報すること。

イ 事情聴取

部会長が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者その他関係者に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

ウ 談合事実の有無

会長は、必要があると認めたときは、推進会議を招集し、談合の事実があったと認められるかどうかを決定するものとする。ただし、推進会議を招集する暇がないときは、会長が決定し、決定後速やかに推進会議に報告するものとする。

エ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会等へ速やかに通報すること。

オ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者その他関係者から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

カ 会長への報告

アからオまでの対応をとった場合は、各段階において速やかに会長に報告すること。

### (2) 契約締結後の場合

ア 公正取引委員会等への通報

契約課長は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ様式第1号により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会等へ通報すること。

#### イ 事情聴取

部会長が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

#### ウ 談合事実の有無

会長は、必要があると認めたときは、推進会議を招集し、談合の事実があったと認められるかどうかを決定するものとする。ただし、推進会議を招集する暇がないときは、会長が決定するものとする。

#### エ 会長への連絡

ア及びイの対応をとった場合は、各段階において速やかに会長に連絡すること。

### 第3 個別手続の手順等

「第2 具体的な対応」に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

#### 1 報告書

契約課長は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（様式第1号）にまとめること。

#### 2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、談合情報に関連する資料の送付について（様式第2号）により行うこと。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所である。

(3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、談合情報に関連する資料の送付について（様式第2号の2）によること。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取したすべての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続の各段階において、事情聴取書及び内訳書、入札書の写し等を送付すること。

(4) 公共工事に関し、入札の取り止めの決定、入札の無効の決定又は契約の解除等があった場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせ

せがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

**【参考】公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条**

(公正取引委員会への通知)

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(5) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会から協力要請があった場合は、契約課を窓口として可能な限り協力すること。

(6) 一度提出した入札書は返還しないことをすべての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

### 3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、総務部会の幹事その他総務部会長が必要と認めた者により行うこと。

(2) 事情聴取は、あらかじめ事情徴取書（様式第3号）の質問項目を基本とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。

(3) 事情聴取を行った者は、事情聴取の結果に基づき、事情聴取書（様式第3号）を作成すること。

### 4 誓約書の提出等

(1) 入札事務執行担当課長は、別紙第1を参考に事情聴取の対象者から自主的に誓約書を提出させること。

(2) 入札事務執行担当者は、入札参加者に対し、別紙第2を参考として、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促すこと。

(3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後、独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の6違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

### 5 内訳書の提出

内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い第1回の入札において、全入札者が入札書を提出した後に、積算担当者が内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書のチェックを並行して実施することができること。

## 第4 談合疑義事実処理の手順

### 1 一般原則

(1) 情報の確認

契約事務を行う中で、職員が談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」という。）を把握した場合には、直ちに契約課へ電話等により通報すること。

(2) 報告

契約課長は、「(1)情報の確認」により談合疑義事実に係る通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を談合疑義事実報告書（様式第1号の2）にまとめ、速やかに部会長へ報告すること。

(3) 総務部会の招集及び審議

部会長は、「(2)報告」により契約課長からの報告を受けた場合で、必要があると認めるときは、総務部会を招集し、当該談合疑義事実の信ぴょう性及び「第2具体的な対応及び個別手続の手順等」以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

(4) 公正取引委員会への通報

総務部会の審議を踏まえて「第2具体的な対応」及び「第3個別手続の手順等」以下の手続によることとしたときは、談合疑義事実について、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。なお、追加談合情報又は談合疑義事実等があった場合には逐次公正取引委員会へ通報すること。

(5) 入札外部審査委員会への報告

談合疑義事実とその対応については、入札外部審査委員会へ適宜報告すること。

2 具体的な対応及び個別手続の手順等

談合疑義事実を把握した場合には、原則として、「第2具体的な対応」に準じて対応すること。なお、詳細な手続等は、「第3個別手続の手順等」に準じて行うこと。

様式第1号

談 合 情 報 報 告 書

- 1 情報を受けた日時                      年              月              日 (      )      時              分
- 2 契約名 (工事名等)
- 3 入札 (予定) 日
- 4 情報提供者                      報道関係者              匿名              その他

職, 氏名等

- 5 情報入手の手段              電話      書面 (郵便      その他)              面接      報道      その他 (              )

6 情報の内容

- (1) 落札予定業者
- (2) 落札予定金額
- (3) 談合関与の業者名
- (4) 談合の日時
- (5) 談合の場所
- (6) 談合の方法
- (7) 物的証拠の有無
- (8) その他の情報等 (当事者以外に知り得ない情報)

7 応答の概要

- 8 受信者                      所属                      職                      氏名



様式第1号の2

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

- 1 事実を得た日時                      年              月              日 (      )              時              分
- 2 契約名 (工事名等)
- 3 入札 (予定) 日
- 4 談合があると疑うに足りる事実を申し出た職員職, 氏名等

所属                                      職                                      氏名

- 5 談合があると疑うに足りる事実を得た根拠

- 6 当該案件の問い合わせ先

所属                                      職                                      氏名

様式第2号

平成 年 月 日  
岡監第 号

公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所長 様

岡山市長 ○ ○ ○ ○

談合情報等に関する資料の送付について

本市の「 」の入札に係る談合情報に関する次の資料を  
別添のとおり送付します。

資料名

談合情報報告書

様式第2号の2

平成 年 月 日  
岡監第 号

公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所長 様

岡山市長 ○ ○ ○ ○

談合情報等に関連する資料の送付について

平成 年 月 日付け岡監第 号で資料を送付しました本市の「  
」の入札に係る談合情報について、その後の調査資料を別添のとおり  
送付します。

資料名

- 1 事情聴取書（写し）
- 2 誓約書（写し）
- 3 入札調書（写し）
- 4 入札に関する連絡（無効，延期，取消）
- 5 その他関連資料

様式第3号

事 情 聴 取 書

- 1 案件名
- 2 業者名
- 3 事情聴取を受けた者
- 4 事情聴取者
- 5 日時
- 6 場所

質 問	聴 取 内 容
1  入札に先立ち、既に落札者が決定している（入札前に落札者が決定していた）との情報（新聞報道）等がありますが、そのような事実がありますか。	
2  本件について、他社の人と何らかの話し合いをしたことがありますか又は打ち合わせをしたことがありますか。	
3  あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、話し合いでしたか。	
4  その他	

別紙第1

誓 約 書

私及び私が代表を務める下記の社は、今般の「  
」  
の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び〔岡山市建設工事  
競争入札心得・岡山市建設工事電子入札心得・岡山市建設工事郵便入札心得・岡山市物  
品購入等電子入札心得・岡山市物品購入等郵便入札心得・岡山市建設コンサルタント業  
務等電子入札心得・岡山市建設コンサルタント業務等郵便入札心得〕に抵触する行為は  
行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法及び同規程を遵守することを誓約  
します。

平成 年 月 日

岡山市長 様

社名

代表者名

㊞

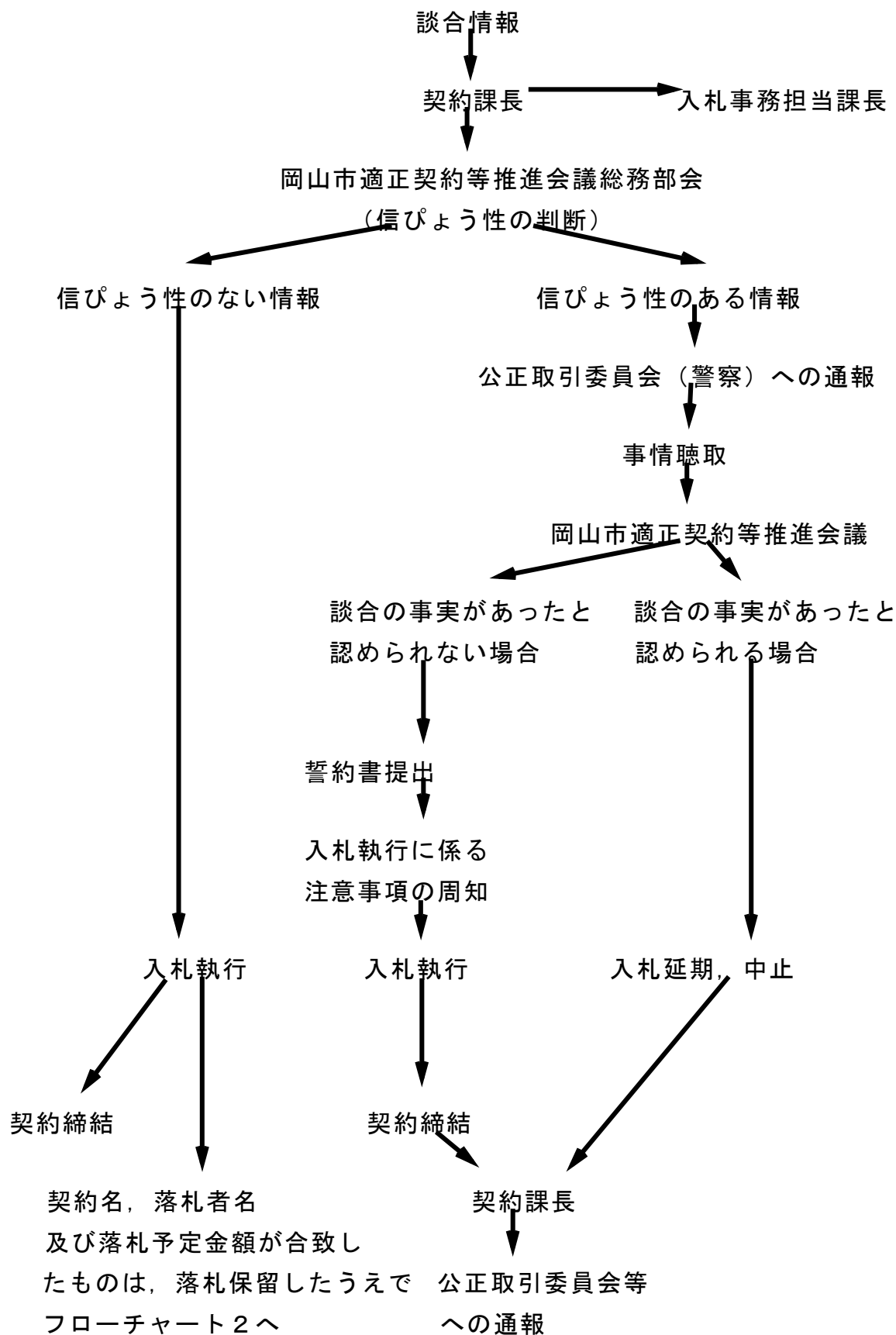
## 別紙第2

### 入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報が寄せられたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び〔岡山市建設工事競争入札心得・岡山市建設工事電子入札心得・岡山市建設工事郵便入札心得・岡山市物品購入等電子入札心得・岡山市物品購入等郵便入札心得・岡山市建設コンサルタント業務等電子入札心得・岡山市建設コンサルタント業務等競争入札心得〕その他入札における注意事項等を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後に、談合の事実が明らかと認められた場合には、〔岡山市建設工事競争入札心得・岡山市建設工事電子入札心得・岡山市建設工事郵便入札心得・岡山市物品購入等電子入札心得・岡山市物品購入等郵便入札心得・岡山市建設コンサルタント業務等電子入札心得・岡山市建設コンサルタント業務等競争入札心得〕の規定により入札は無効とする。
- 3 契約締結後に、談合の事実が明らかと認められた場合には、〔契約書・岡山市工事請負契約約款〕の規定により入札は無効とし、契約を解除する。

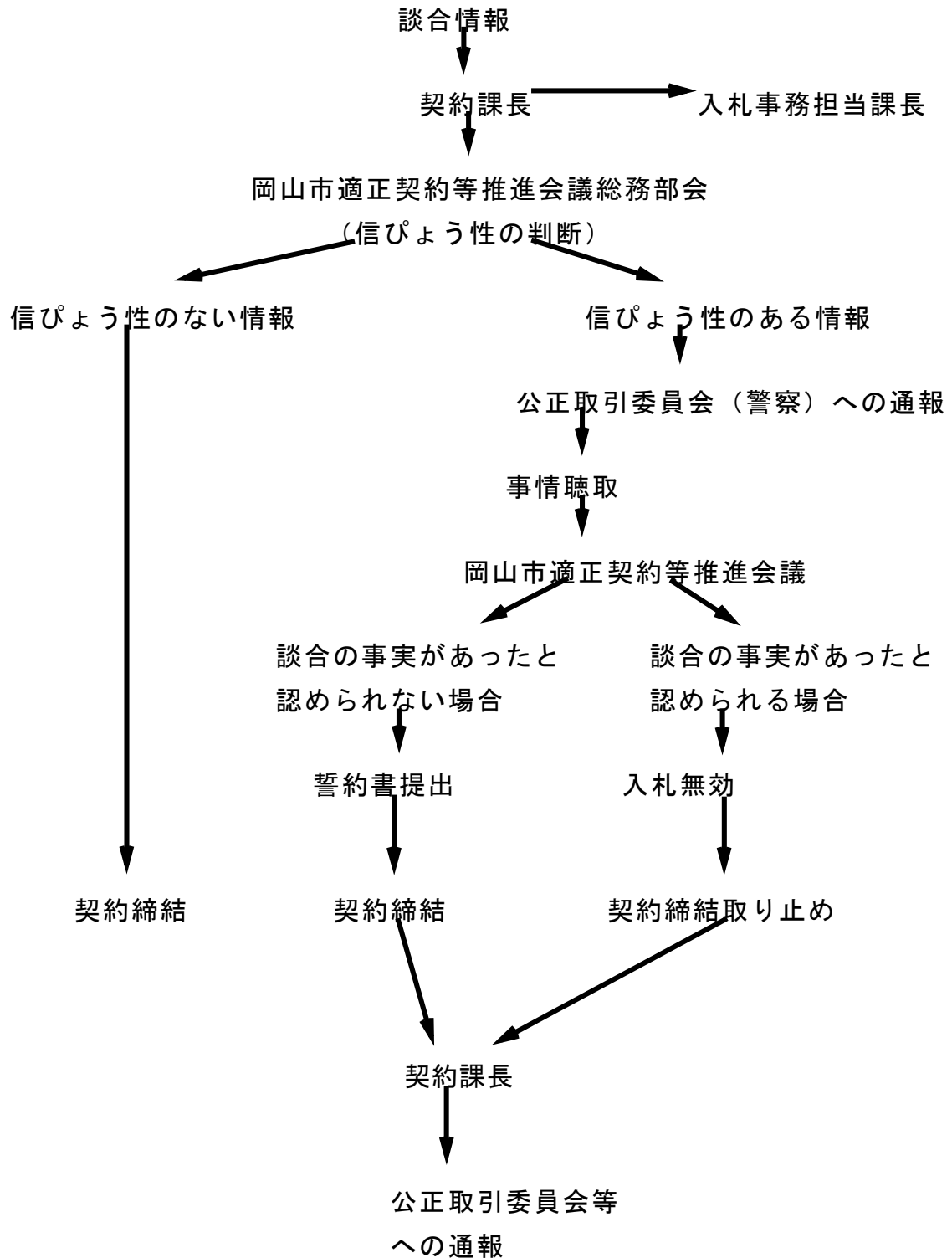
# 談合情報取扱いフローチャート 1

(入札執行前に談合情報を受けたとき)



## 談合情報取扱いフローチャート 2

(入札執行後から契約締結までの間に談合情報を受けたとき)





### 談合情報取扱いフローチャート3

(契約締結後に談合情報を受けたとき)

